

第1表

立二中発第 109号
令和6年 2月29日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立立川第二中学校
校長名 山口 聡 印

令和6年度 教育課程について（届）

学校教育法施行規則第138条の規定に基づき、特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

（1）学校の教育目標

社会の変化に主体的に対応できる豊かな心を持ち、たくましく生きる人間を目指して
ア ◎進んで学ぼう イ 思いやりの心をもとう ウ 理想の実現に努めよう

（2）特別支援学級の教育目標

将来の自立と社会参加に向けて、自分で考えて行動できる人間を目指して
ア ◎社会生活に必要な基礎知識と技能を主体的に学び、課題解決能力を育成する。
イ 社会生活に必要なコミュニケーション能力と規範意識を育てる。
ウ 基本的な生活習慣の定着に努め、心身ともに健康な生徒を育てる。

（3）学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 進んで学ぼう

- ・問題解決的な学習や言語活動の充実を通して、主体的・対話的で深い学びのある学習活動を推進する。
- ・習熟の程度に応じた指導やグループ指導、学年別授業など多様な指導方法や指導体制を工夫し、個に応じた学習を展開する。
- ・体験的な学習や集団生活での共同作業を通じ、達成感や自己肯定感を高める指導を行う。
- ・生徒一人一人の発達段階や障害の特性を踏まえ、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)及び学期ごとの個別指導計画を作成し、それらに基づいた指導を推進する。

イ 思いやりの心をもとう

- ・学校教育全体及び教科指導において、ソーシャルスキルの習得を目指した教育活動に取り組む。
- ・学校行事や生徒会活動の参加、通常の学級との交流及び共同学習を通して、有意義で充実した学校生活を築けるよう支援する。

ウ 理想の実現に努めよう

- ・多摩特研の体育的交流行事等に参加することで、同年齢集団との相互交流を図り、生徒一人一人が体力向上を自己認識できる場となるよう指導を行う。
- ・社会生活上基本的な生活習慣、心身の健康、規範意識、適切な対人関係を育成する。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の重点

ア 各教科

- ・年間指導計画に則り、個に応じた指導方法・学習教材の工夫改善を進めることで、基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図る。
- ・生徒の発達段階を踏まえ、「生きる力」の育成につながる教科指導を充実させ、自立と社会参加への態度・意欲を培う。
- ・タブレットPCや電子黒板を授業に積極的に活用し、主体的・対話的な学習活動を展開する。
- ・音楽、作業の授業では集団活動に計画的に取り組む姿勢や役割意識、達成感を育てる。
- ・体育や総合的な学習の時間、授業体育的交流行事を通して生徒の基礎体力とコミュニケーションスキル能力の向上を図る。

イ 道徳科

- ・自他の生命を尊重する指導の徹底を図り、人権意識や規範意識のある、思いやりを育む。
- ・「道徳地区授業公開講座」を通じて家庭や地域と道徳的な考え方の共通理解を深める。

ウ 総合的な学習の時間

- ・第2学年で職場体験を実施し、中学校卒業後の社会参加に関心をもたせる。
- ・調べ学習や体験活動を通して、主体的に学習できる力を高める。

エ 特別活動

- ・生徒会活動や学級の係活動に参加することで、学校組織の一員としての意識をもたせると共に、協調性や社会性を育てる。
- ・通常の学級の学年行事や学年集会などに参加し、交流や共同学習を行う。

オ 自立活動

- ・教育活動全体を通じて、個別指導計画に基づいた個々の自立と社会参加を目指すと共に、心身の調和的発達の基盤を培う。
- ・言葉でのコミュニケーション能力を育て、生徒相互の好ましい人間関係を形成する。

カ 各教科を合わせた指導

- ・班活動などを通して集団行動における規範意識や責任感、社会性を育てる。
- ・挨拶や礼儀など日常生活や社会生活において必要な生活習慣の形成を図る。
- ・園芸作業や事務作業を伴う組織的な活動を通じ、将来の就労に向けて任務遂行能力を身に付け、見通しをもつことで働くことへの意欲を培う。

(2) 生活指導の重点

ア 小学校との引き継ぎを重視しながら、個々の発達段階に応じて必要な生活指導を行う。

- ・家庭や地域及び関係諸機関と連携を図り、生徒理解の充実を図る。
- ・薬物乱用防止教室やセーフティ教室などを通じ、規範意識をもった生徒の育成を図る。
- ・タブレットPCを用いた情報教育の充実と共に立川SNSルール等を踏まえた情報モラル学習を展開する。
- ・人権教育プログラムに則った生徒指導を展開し、特にいじめ防止の指導を徹底する。
- ・その他安全教育プログラムに基づき、防災教育や交通安全教育に取り組む。

(3) 進路指導の重点

- ・将来の自立と社会参加を生徒が主体的に考えられる進路指導を計画的に実施する。
- ・「上級学校調べ」(1年)、「職場体験」(2年)、「進路の自己決定」(3年)を、各学年におけるテーマとして進路指導を行う。
- ・上級学校や地域の企業などを主とした進路学習会を設けることで、希望や目標をもって自己実現を図る態度を育む。
- ・「立川夢・未来ノート」を活用し、自分の進路や将来の自立に向けて見通しをもった学習活動を進める。
- ・中学校卒業後の進路の選択、決定に当たっては、十分な情報を計画的に提供し、保護者及び本人の希望を第一に、各生徒の知識や技能及び障害特性を踏まえて指導する。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動等

(1) 特色ある教育活動

- ・「立川市民科」を推進し、立川シビックプライドに取り組み、「立川市民科」の観点を取り入れながら地域に主体的に関わり、貢献できる人材を育成する。
- ・立川学園との交流、多摩地区特別支援教育研究会主催行事への参加を通じ、地域の様々な人や障害者等について理解を深める。
- ・年間を通じて10分間の朝活動の時間を設け、読書に親しむ姿勢を育てると共に豊かな心の育成を図る。
- ・障害の程度に応じた「体づくり運動」と「多様なスポーツ」を取り入れ、体力向上と生涯スポーツへの関心を高める。

(2) その他の配慮事項

- ・校内における教員間で生徒の共通理解を図るとともに、通常の学級における支援体制の拡充を図る役割を担う。
- ・幼稚園、保育園、小学校における学習内容とのつながりや、高等学校等への学習内容の引き継ぎを意識した学習内容を構築する。
- ・ユニバーサルデザインを考慮した教室環境の整備に努め、視覚的情報の重視と構造化を踏まえた指導を展開する。
- ・学級だよりや生活表等により、保護者との連絡を密に行い、指導方針の理解と生徒の健全育成に努める。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関、巡回相談員、専門機関など関係機関と連携を図り、指導・助言を生徒支援に活かす。
- ・教育活動全体を通じて全教職員が生徒の模範となる態度に努め、人権尊重に配慮した教育を行う。